中部森林管理局入札等監視委員会設置要領

平成27年5月15日付け27中企第9号 (最終改正:令和3年8月6日付け3中企第40号)

(趣旨)

第1条 「入札等監視委員会の設置及び運営について」(平成6年5月31日6経第930号大臣官房経理課長通知。以下「監視委員会通知」という。)及び「入札等監視委員会の設置及び運営の取扱いについて」(平成25年3月28日24林国管第180号管理課長通知)に基づき、中部森林管理局における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続の透明性を一層高めるとともに、随意契約の適正化を推進するため、「中部森林管理局入札等監視委員会」(以下「委員会」という。)を設置することとし、その運営は別添「中部森林管理局入札等監視委員会の運営上の留意点」によるものとする。

(委員会の事務)

第2条

- 1 委員会は、森林管理局長の要請に基づき、次に掲げる事務を行う。
- (1)森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が行った契約(変更契約を含む。以下同じ。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

ただし、次のアからウに掲げる契約を除く。(以下同じ。)

- ア 国の収入原因契約
- イ 国の行為を秘密にする必要がある契約
- ウ 予定価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99 条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約
- (2)対象契約のうち委員会が抽出決定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) (1)の報告及び(2)の審議を踏まえ、入札及び契約結果を分析する とともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合の防止に向 けた方策について総合的に審議すること。

- (4)「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」 (平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知)の第3に規定する再苦情の処理、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)の第9に規定する苦情の処理及び「指名停止等措置に係る苦情処理手続き要領の制定について」(平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知)の第8に規定する苦情の処理並びに「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知)第9に規定する苦情の処理を行うこと。
- 2 委員は、「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知)別添の入札等談合情報マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続きの取扱について意見を行うこと。

(委員会の構成及び事務局の設置)

第3条

- 1 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3名以上で構成し、委員は、中部森林管理局長が委嘱する。
 - なお、委員の任期等については次のとおりとする。
- (1)委員の任期は、委嘱の2年度内とする。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3)特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る 審議に参加することができない。
- (4) 委員は、第2条第1項各号の事務を処理するうえで知ることのでき た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員会の事務局は、企画調整課に置くものとし、当該課の監査官等が庶務を行う。

(会議)

第4条

- 1 第2条第1項(1)から(3)までの事務に係る会議(以下「定例会議」 という。)は、次により行う。
- (1)定例会議は、原則として、(2)の表の開催時期欄に掲げる時期に開催するものとするが、大規模災害の発生など特段の事情により開催が

困難な場合は、開催時期を変更できるものとする。

(2)定例会議における第2条第1項(1)の報告(以下「報告」という。) は、それぞれ次の表の報告対象機関欄に掲げる期間に締結した契約を 対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は 6月	第3・第4四半期(10月~ 3月)
8月又は 9月	第1四半期(4月~ 6月)
11月又は12月	第2四半期(7月~ 9月)

(3)報告は、事務局が、次の表の事項欄に掲げる事項のうち該当する事項について、それぞれに対応した作成する資料欄に掲げる資料及び委員が事前に指示した資料を提出して行う。

事 項	作成する資料
工事契約総括表	入札方式別発注工事総括表(別紙様式1-1)
業務契約総括表	入札方式別発注業務総括表(別紙様式1-2)
物品・役務契約総括表	物品・役務の調達方式別総括表(別紙様式1-3)
競争入札による契約(公共工事等)	競争入札 (公共工事等) (別紙様式2-1)
随意契約 (公共工事等)	随意契約(公共工事等)(別紙様式2-2)
競争入札による契約(物品役務等)	競争入札(物品役務等)(別紙様式2-3)
随意契約(物品役務等)	随意契約(物品役務等)(別紙様式2-4)
再度入札における一位不動の状況 (土木一式工事、建築一式工事)	再度入札における一位不動状況(別紙様式3-1)

再度入札における一位不動の状況 (測量、建設コンサルタント、地質 調査、補償コンサルタント、その他 の公共工事等)	再度入札における一位不動状況(別紙様式3-2)
再度入札における一位不動の状況 (物品の製造、物品の購入、役務の 提供等)	再度入札における一位不動状況(別紙様式3-3)
指名停止	指名停止等一覧表 (別紙様式4)

- (4)委員会の委員に対して、「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知)別表に掲げる公正入札等調査委員会から、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第4の規定に基づく報告があった場合には、原則として、当該報告のあった直後の定例会議において、事務局が当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料を作成し、報告する。ただし、委員会の委員に、同通知別添の入札等談合マニュアル第3の2(1)なお書に該当する者がいる場合には、定例会議での報告は行わず、利害関係のない委員に対して持ち回りその他適宜の方法により報告する。
- (5) 定例会議において審議を行う契約の抽出は、当該定例会議に先立ち、委員が別紙様式2-1から別紙様式2-4までに記載された契約の中から、 事前に行うこととし、その方法、件数等については、別添「中部森林管理局入札等監視委員会の運営上の留意点」に定めるところによる。
- (6) 委員会は、必要があると認めるときは、事務局に対し、提出資料の追加を求めることができる。
- 2 第2条第1項(4)の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。) は、第6条第1項の申立てがあった場合、必要に応じ開催する。

なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書(別紙様式5)を提出して行う。

- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数の賛成がなければならないこととし、可 否同数のときは、出席委員の協議により決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(意見の具申及び勧告)

第5条

- 1 委員会は、第2条第1項(1)又は(2)の事務に関し、報告の内容又は 審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点がある と認めるときは、必要に応じて、森林管理局長等に対して意見の具申又は勧 告を行うことができる。
- 2 森林管理局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があったときは、 林野庁長官を通じて、大臣官房参事官(経理)に速やかに報告するとともに、 事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を林野庁長官を通じて、大 臣官房参事官(経理)に報告し、協議を行う。
- 3 森林管理局長は、大臣官房参事官(経理)との協議により、前項の意見の 具申又は勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合には、速やかに 当該事案の調査及び改善策等の検討結果について林野庁長官に報告する。
- 4 森林管理局長は、前2項に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の 具申又は勧告に対して措置すべき事項を実施するとともに、その実施内容に ついて、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。
- 5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認め るときは、その内容を公表することができる。
- 6 委員会は、第2条第1項(3)の事務に関し、分析結果及び審議内容を速 やかに林野庁林政課長に報告する。

(再苦情の処理)

第6条

- 1 森林管理局長は、第2条第1項(4)の事務に関し、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼する。
- 2 委員会は、第2条第1項(4)の事務に関し、前項の再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるとして、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- なお、再苦情処理会議を開催した場合は、その議事概要を別添様式6により取りまとめ、林野庁長官に報告する。
- 3 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を森林 管理局長に報告するとともに、必要があると認めたときは、これを公表する ことができる。
- 4 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

5 森林管理局長は、前項の報告がなされたときは、その日から7日以内を目途に申立者に対して、その結果を回答する。その際、申立てが認められなかったときは、その申立てに根拠が認められないと判断された理由を示し、申立てが認められたときは、委員会の意見を尊重して、これに伴い森林管理局長が講じようとする措置の概要を明らかにする。

(公表)

第7条 森林管理局長は、次の事項については、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(1)委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく公表する。

なお、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく公表する。

(2) 審議に係る議事の概要

森林管理局長は、審議に係る議事の概要を別紙様式6又は7により取りまとめの上、別紙様式2-1から別紙様式2-4までのほか、必要な資料とともに、委員会終了後、遅滞なくこれを公表する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月6日から施行する。

入 札 方 式 別 発 注 工 事 総 括 表 (期間 年 月 日~ 月 日) 札. 方 式: 件数 単純平均落札率 総契約件数 (記載例) 〇〇月の特色としては、事業繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。 中でも一般土木工事に係る発注が多い。 (1)治山工事 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (2) 林道工事 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (3) その他の工事 (内訳) ① 一般競争契約 ② 公募型指名競争及び工事希望型競争契約 ア 公募型指名競争 イ 工事希望型競争契約 ③ ②以外の指名競争契約 ア 一般土木工事に係るもの イ その他 ④ 随意契約

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

入 札 方 式 別 発 注 業 務 総 括 表 (期間 年 月 日~ 月 日) 考 札 方 式 件数 単純平均落札率 総契約件数 (記載例) (1) 治山工事に係るコンサルタント業務 〇〇月の特色としては、事業繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (2) 林道工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (3) その他の業務 (内訳) ① 一般競争入札契約 ② 公募型プロポーザル契約 ③ 公募型競争契約 ④ 簡易公募型プロポーザル契約 ⑤ 簡易公募型競争契約 ⑥ 標準型プロポーザル契約 ⑦ ③及び⑤以外の指名競争契約 8 随意契約

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

物 品・ 役 務の調 達 方 法 別 総 括 表

(期間 年 月 日~ 月 日)

(単位:件、円)

							契約方法別内訳							(単位:件、円)
区分	項目							意契約 その他)		計	備考			
		件数	金額	単純平均落札率		金額	件数	金額	件数	金額				
	林業用資材													
	建設用資材													
物品調達	特定物品(専売品)													
	その他物品													
	収穫調査委託													
	事業・業務委託													
役務調達	調査・設計委託													
	条件調査													
	その他役務													
	計													

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

競争入札 (公共工事等)

	契約担当官 並びにその 部局の名称 地	所属する	する 契約の相手方の商号		方の商号 び住所	一般競争			公益法人の場合		_ 応札者 の数		特別な競	
公共工事の名称、 場所、期間及び種別	名称	所在地	契約を締結した日	商号又 は名称		契名約(価施) 対策の対象を対象のの対象を対象の対象を実施・対象を実施を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	予定価格	契約金額	公益法人	国所管、 都道府県 所管の区 分		うち公益 社団法人 又は公益 財団法人	争参加資格 (※応札 者の数が1 の場合の 記載事 項)	備考

[※]公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

随意契約 (公共工事等)

	契約担当官 並びにその 部局の名称 地	所属する		契約の相手方の商気又は名称及び住所		随音却約					公益法。	人の場合			提案者	特別な競 争参加資	
公共工事の名称、場所、期間及び種別	名称	所在地	契約を締結した日	商号又は名称	住所	ととした 会計法令	競争性のない随意を いによらざる を得ない理 由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	(のが団は団場載 終相公法公法合事 (の項の記)	うち農林 水産省出 身者	の数	争格 (者の記項 が (表)	備考

[※]公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

競争入札 (物品役務等)

	契約担当官 並びにその 部局の名称 地	所属する		契約の相手方の商号 又は名称及び住所 -					公益法人の場合		応札者		特別な競	
物品役務等の 名称及び数量	名称	所在地	契約を締結した日	商号又 は名称		一般競争契競争契競 ・約・契約会 ・約・契約 ・ の実施)	予定価格	契約金額	公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	の数	うち公益 社団法人 又は公益 財団法人	争参加資格 (※応札 者の場合の 記載事 項)	備考

[※]公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

随意契約 (物品役務等)

	契約担当官 並びにその 部局の名称 地	所属する		契約の相手方の商号 又は名称及び住所		随音却約				公益法。	人の場合			提案者	特別な競 争参加資	
物品役務等の 名称及び数量	名称	所在地	契約を締結した日	商号又は名称	住所	随にと会の文競シストライン (単一) という (単一) という (単一) がった (一) がった (一) がった (一) できません (一) がった (一	競争性のない 随意契約によよ でいまします。 はでは、 はでいます。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	予定価格	契約金額	公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	(のが団は団場載 ※相公法公法合事 (のが団は団場載	うち農林 水産省出 身者	の数	争格 参 ※の場載 がの がの がの に数がの がの に数がの	備考

[※]公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日~ 月 日)

	1					(知间	— + л	1 h
					再入札における	6一位不動状況		
て東番別		総入札件数	第	2回入札における状況	兄		※ 2	
工事種別			入札件数	一位不動件数	割合	入札件数	一位不動件数	割合
	等級	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)
	Α							
土木工事一式	В							
	С							
	D							
	Α							
建築工事一式	В							
连架工 事一 式	С							
	D							
その他の工事	□							

^{※1} 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

^{※2} 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日~ 月 日) 再入札における一位不動状況 第2回入札における状況 総入札件数 $\times 2$ 業務種別 入札件数 一位不動件数 入札件数 一位不動件数 割合 割合 等級 (件) (件) (件) (%) (件) (件) (%) 測量 C Α 建設コンサルタント C Α 地質調査 В C 補償コンサルタント C Α その他 С

^{※2} 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日~ 月 日)

					再入札における	。 一位不動状況	<u> </u>	. д н/
#17 44 1手 口山		総入札件数	第	2回入札における状況	₹	第	3回入札における状況	ļ
契約種別			入札件数	一位不動件数	割合	入札件数	一位不動件数	割合
	等級	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)
	A							
加口の制性	В							
物品の製造	С							
	D							
	A							
畑口の唯 る	В							
物品の購入	С							
	D							
	A							
(小数の担併等	В							
役務の提供等	С							
	D							
合計								

^{※1} 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

^{※2} 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

	指	名	停	止	等	_	覧 (期間	表	■月	日~	月	目)
業者名	本社所在地						該当事項		指:	名停止の3	理由	
			年(ケ月)			年 月	日					

注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措 置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知) の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

再 苦 情 申 立 書 年 月 日 中部森林管理局長 殿 申立者 (住 所)
中部森林管理局長 殿 申立者 (住 所)
中部森林管理局長 殿 申立者 (住 所)
申立者
申立者
(住 所)
(住 所)
/ 唐 = エ 平 口 \
(電話番号)
(商号又は名称)
(代表者氏名)
1 再苦情申立ての対象となる工事名
2 不服のある事項
3 2の主張の根拠となる事項

中部森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所						
委員						
	申立日	件名	契約方式	式 契約月日		
	0. 0. 0	○○地すべり防止工	事一般競争	→ ○. ○. ○		
	内容等					
再苦情申立の概要						
	 意見・質問		回答			
			(意見・回答は逐一できるだけ詳細に記述す			
	ることが望ましい)		ることが望ましい)			
委員からの意見・						
質問、それに対す						
る回答等						
委員会の審議結果						

中部森林管理局入札等監視委員会 審議概要

				(/	ームページ掲載日:	年	月	日)		
開催日	日及び	場所								
委員										
審議対	対象期	間								
審議対象案件		件	件 うち 1 者応札 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件							
抽出案件			件(抽出率 %) うち 1 者応札 件(抽出率 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件							
内訳			審議対象案件(うち1者応札))	抽出案件(うち1者応札	,)				
工事	一般競争									
	指	公募型指名競争								
	名競	工事希望型競争								
	争	その他の指名競争								
	随意	契約								
業務	一般第									
	指	公募型競争								
	名 簡易公募型競争									
	争	その他の指名競争								
		公募型プロポーザル								
	尽	簡易公募型プロポーザル								
	契約	標準型プロポーザル								
		その他の随意契約								
指:役務等	一般競争									
	指名意	競争								
	随意	契約(企画競争・公募)								
	随意	契約(その他)								
(特言	記事項)								
委員から の意見・ 質問、そ れに対す る回答等		意見・質問			回答等					
委員会による意見の具申又は勧告 <i>の</i>		よる意見の具申又は勧告 <i>0</i>	 D内容							

事務局: 中部森林管理局 企画調整課

[これらに対し局長が講じた措置]

- (注1) 公益社団法人等との契約がある場合は、該当欄に【 】書きで件数(内書き)を記載する。
- (注2) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることがある。
- (注3)公益社団法人等とは、公益社団法人、公益財団法人、特別社団法人又は特別財団法人をいう。